

県立信楽窯業技術試験場の移転候補地として、「陶芸の森」が計画に上がるまでの経過

滋賀県の動き		甲賀市の動き
平成 25 年 9 月 陶芸の森前の製陶工場が倒産・敷地閉鎖		
平成 28 年 3 月	県が試験場の施設更新を「滋賀県県有施設改修更新方針」に位置づけ、試験場の更新（建替）について「早期（平成 28～32 年度）の事業着手に向けて、具体的な事業内容等の精査・検討を行うもの」と整理。	
平成 29 年 6 月 21 日	県が「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を設置、第 1 回会議を開催（意見交換）。 ※この会議では、移転の話は出ておらず「試験場は学校に囲まれており場所がいいという事でしょう。研究機関というよりも文教施設の雰囲気があります。教育、研究、地域貢献の大きな枠組みの施設として試験場を描くこともできる、などの意見が出されていた。	
平成 30 年 5 月 8 日	地元経済 6 団体が知事・市長に要望書提出 <input type="checkbox"/> 試験場整備事業の早期着手について ・ 試験場を陶芸の森隣接の未利用地へ移転すること ・ 陶芸の森隣接の未利用地全体を信楽地域の振興に資するよう活用すること ※県議、3 市議、市経済産業部長同行	地元経済 6 団体が知事要望書提出後、同内容を市長に要望書提出。 ※県議、3 市議同行
6 月 14 日		甲賀市議会 6 月議会一般質問に対する市長答弁 「陶芸の森と窯業試験場を一体的に活用していくという県の方向性は、信楽焼産地にとっても有益で、共通認識に立てるものと考えております。」と答弁。 ※県の方向性が出たのは 6/20 のあり方懇話会とすると矛盾がある。この県の出た時期がいつか整合性の確認が必要。7/11 の第三回あり方懇話会で陶芸の森移転が示された。
6 月 20 日	県が「第 2 回信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を開催（意見交換） ※この会議で初めて「陶芸の森」周辺への移転が示された。委員からは「陶芸の森となると、全然変わる」、「地元選出の市長がいてプライオリティ（※優先順位。優先順）がトップで、タイミングポイントを生かさないとだめ」。の意見。	
7 月 11 日	県が「第 3 回信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を開催（答申案まとまる） 信楽焼産地にとって試験場は、今後ますます重要な存在であり、産地活性化のコアとなる「モノづくり支援」、後継者を育てる「ヒトづくり支援」に加え、多くの関係者の連携・交流による商品開発や販路開拓、産地の魅力発信などを行う「コトづくり支援」の 3 つの機能を備えることが望ましい。これらの機能を発揮する立地環境としては、信楽の玄関口として多くの観光客や市民が訪れる地理的優位性を活かし、陶芸の森や甲賀市との連携により新たな取組が期待できる、「陶芸の森」前への移転が望ましい。	
8 月 6 日	◆県議会厚生・産業常任委員会 これまでは、現地建替を第一候補として進めてきたが、「あり方懇話会」の意見をふまえ、候補地として「現地建替」に「陶芸の森前」を加え。甲賀市と検討、調整を進めていく。	
8 月	県市協議 <input type="checkbox"/> 県は、陶芸の森前を試験場の移転候補地とし、県市間で具体の調整、手続の協議	
9 月 12 日	◆県議会 厚生産業常任委員会 「陶芸の森前」を施設更新の候補地として、具体の調整・手続を進めることを確認。 ※会議録では平成 32～33 年は用地賃借とある。 ※翌日京都新聞に移転計画が報道される。	◆甲賀市議会 産業建設常任委員会 正木副市長より以下報告された。用地は市が基金で取得。工事期間中は県に賃借、その後は跡地と等価交換。旧試験場跡地には保育園を計画、県とスケジュールを調整。合併特例債を活用する。個人名義なので所有者、金融機関と交渉しないとわからない。 県は現地建替が原則、移転とは考えていなかった。知事の決断と思う。市の負担は今のところない。お金の話は全くない。残りの土地はイベント時の駐車場として活用。地元の団体が言ったからそのとおりとはい限らない。懇話会は意見を言うだけ。更地の鑑定価格は、陶芸の森前 2.5 万、試験場 2 万ぐらい。市税の滞納は優先順位がある 県のスケジュール案では、平成 30 年度に基本方針策定。31 年度基本設計、実施設計。32～33 年度用地賃借（甲賀市から）、建築工事、移転。34 年度供用開始、旧庁舎解体・環境評価・土地鑑定。35 年度市購入の「陶芸の森」入口の私有地と等価交換。
9 月 28 日	◆県議会 本会議 知事が、陶芸の森前への移転を正式に表明。	◆甲賀市議会 全員協議会 全員協議会で 9 月 12 日の産業建設常任委員会の内容に加え、メリット・デメリットが示された。
10 月 16 日		◆甲賀市議会 産業建設常任委員会 県、陶芸の森、市で協議を開始した。現試験場周辺地域の計画は庁内で検討を進めている。陶芸の森前私有地は金融機関を窓口として地権者の意向等詳細な調査を進める。陶芸の森は、宅地・原野 10,862 ㎡、山林 6,210 ㎡、保安林 1,189 ㎡。試験場敷地は 7,561 ㎡であることが示された。